

第五十一回
帝國議會
貴族院

郵便年金法案外一件特別委員會議事速記録第二號

大正十五年三月二十日(土曜日)午後一時
八分開會

○委員長(侯爵佐佐木行忠君) 開會イタシマス、質問ハ終了シタモノト認メマスカラ、ドウゾ討論ニ移テ戴キタイト思ヒマス、尙ホ念ノ爲申上デマスガ、此二案共一括シテ討論ニ移リタイト思ヒマス

○藤澤利喜太郎君 此案ハ單ニ社會政策のニ有效デアルノミナラズ、本邦ノ家族制度ヲシテ時代ノ趨勢ニ順應セシメル上ニ於テ効力ノアル至極結構ナル案ト思フノデアリマス、外國ニモ似タ例ハアルノデアリマスルケレドモ、併シ是ハ殆ド單ニソレハ參考ニナルニ過ギナイノデ、我國ニ於テハ始テノ計畫デアルノデアリマスカラシテ、將來之ヲ實際ニ徴シテ變更ヲ加ヘナケレバナラス所ナドモ出テ來ルカト思ヒマスルガ、唯今

差向ノ所ニ於テハ此郵便年金法案並ニ郵便年金特別會計法案、雙方トモ原案ヲ可決シテ然ルベキモノト考ヘル次第デアリマス、唯ソレニ一ツ附隨シマシテ、一應確メテ置キタイト實ハ思ヒタ點ガアルノデアリマスカ、幸ニソレハ衆議院ノ委員會ニ於キマシテ、其第六回ノ委員會議事錄ニ載テ居リマスノデ、ソレハ御承知ノ通り生命保險ノ掛金ハ二百圓マデハ各自ノ所得カラ控除シテ、所得稅額ヲ定メルト云フ、生命保險ヲ保護スル意味ノ規定ガアリマスノデ、此年金モ無論ノ其恩惠ニ浴スベキモノデアアルノデアリマスカ、唯名前ガ年金トナッテ居リマシテ、極ク廣イ意味ニ於テノ保險ノ部類ニハ這入ルノデアリマスカレドモ、年金ト云フ名稱ニナッテ居リマスカラシテ、其點

ニ付テ疑ガアルコトハ甚ダ面白クナイト思ヒテ居リマシタガ、幸ニハハキリ其衆議院ノ委員會ニ御出席ノ大藏省ノ當局者ヨリ致シマシテ、ソレハ矢張り同ジ恩惠ニ浴スルモノデアアル、其他總テ此所デ申上デタイト存ジマスルコトガ、此衆議院ノ委員會ノ議事錄ノ第六回ニ載テ居リマス、我々モ此意味ニ於テ、此意味ヲ確メタモノト見マシテ、サウシテ原案ヲ可決イタシタイト思ヒマス

○子爵大河内輝耕君 唯今藤澤君ノ發議迪リ此案ハ此儘可決セラレタイトコトヲ希望イタシマス

〔贊成〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵佐佐木行忠君) ソレデハ採決イタシマスガ、二案トモ一括シテ採決イタシマス、總テ原案ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○委員長(侯爵佐佐木行忠君) 御異議ナイモノト認メマス、全部可決イタシマシタ、是ニテ散會イタシマス

午後一時十五分散會

出席者左ノ如シ

委員長	侯爵佐佐木行忠君
副委員長	小松謙次郎君
委員	

子爵大河内輝耕君
藤澤利喜太郎君
男爵黑田 長和君
末延 道成君
永田 仁助君

政府委員

簡易保險局長 今井田清徳君

大正十五年三月二十一日印刷

大正十五年三月二十三日發行

貴族院事務局

印刷者 內閣印刷局